

伊勢市農業委員会 第222回 総会議事録

日 時	令和6年6月14日（金）13時55分～14時48分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>18名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 橋本 博行</p> <p>4番 山添 久憲    5番 金森 克實    6番 南平 博哉</p> <p>7番 中山 隆文    8番 中西 重喜    9番 松野 武史</p> <p>10番 濱口 節生    11番 澤村 元弘    12番 森川 正弘</p> <p>13番 中西 善夫    14番 森 義孝    15番 松岡 壯次</p> <p>17番 中西 正夫    18番 奥野 隆史    19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>1名</p> <p>16番 出口 勝信</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	2番 森 美江                      15番 松岡 壯次
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地法第4条の規定による許可の一部取消について</p> <p>4. 農地利用変更届出書について</p> <p>5. 国庫帰属した農地の通知書について（東海農政局より）</p>

<p>議 長</p>	<p>6. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第222回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 2番の森 美江さん 15番の松岡 壯次さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上4件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。正誤表及び写真資料、地図、参考図面、資料2種類の6種類を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、田が4筆 6,760 m<sup>2</sup>、畑が4筆 4,015 m<sup>2</sup>の計8筆 10,775 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移</p>

転でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は上地町の畑3筆（うち現況・田が2筆）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は上地町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は18名でございます。なお、株式会社小林農産に関しては、既に適格法人の資格を有しており、継続して4つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている要件を全て満たしていました。よって、農地所有適格法人として、農地を取得することを認めました。

2 番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町元町の畑1筆と小俣町宮前の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町元町及び宮前地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【宮前145-25】と農業振興地域外農地【元町1689】でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

3 番、こちらは贈与でございます。受人は御菌町高向の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より西へ290mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

4 番、こちらは売買でございます。受人は御菌町長屋の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町上條地内 市立御菌中学校より南へ40mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された4番については、営農計画書が提出されており、除草した後に土入れをして、起耕してからさつま芋を栽培するとのことで、事務局において適正であると判断いたし

ました。

なお、新規取得で新規耕作者であるため、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係

長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ2筆の1,137㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は、村松町の畑1筆を、共同住宅1棟 建築面積364.36㎡と駐車場及び自転車置場としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南へ390mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は

合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

2番、申請者は御菌町長屋の畑1筆を、駐車場4台分としたいとの申請にごさいます。申請地は御菌町長屋地内 勢京ビジネス専門学校より北東へ170mに位置する第3種農地にごさいます。本申請につきましては、昭和63年に母親が許可を得ず駐車場にしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことをごさいます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請者は、申請地より北へ90mの場所に居住しており、自宅敷地に駐車できず、周囲の道路幅員が狭いこともあり、所有農地を駐車場にするしかないことから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

議案第2号の説明は、以上でごさいます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでごさいますので、2号議案を許可いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでごさいますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに

決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は11件、内訳といたしまして、田が7筆3,443㎡、畑が8筆1,164.12㎡の計15筆4,607.12㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は神田久志本町の田1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積138.68㎡としたいとの申請でございます。申請地は神田久志本町地内 伊勢警察署より西へ30mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、譲渡人が平成16年頃に隣地との境界が決まった時に、境界をはっきりさせておくため工事を行い、駐車場にしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は45%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらでも売買でございます。こちらは、1番と関連する案件になりますが、1筆の土地で4条と5条の申請許可が同時に行われています。(参考図面にて説明) まず、5条許可申請としての受人は1番と同じ方で、神田久志本町の田1筆の持分2分の1を譲り受けて、住宅への進入路としたいとの申請でございます。そして、4条許可申請としての申請人は、自身が所有する神田久志本町の田1筆の持分2分の1を所有農地への進入路としたいとの申請でございます。そして、一体利用地としての宅地1筆があり、5条譲受人が持分5分の2を、4条申請人が持分5分の3を所有することとなります。申請地は1番の隣接地で、同じ状況でございます。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお、4条申請人の所有農地の中で【神田久志本町1044-1と2】については、無断で駐車場になっていますが、事務局の指導を受けて、農地への復元を含む営農計画書が提出されまして、事務局にお

いて適正であると判断いたしました。

次ページ（3－2）をご覧ください。

3番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である一之木3丁目で建築業等を営む吉川建設株式会社 代表取締役 吉川 松喜さんが、西豊浜町上区自治会の令和6年度 第2号 上区公民館建築工事を受注した関係で、西豊浜町の田1筆を令和7年3月19日まで賃貸借により借り上げて、仮設事務所・トイレ及び駐車場10台分と資材置場としたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 野依ふれあい公園より北へ5mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として離隔を行うとのことでございます。

4番、こちらは売買でございます。受人である広島市西区楠木町1丁目で太陽光発電事業を営む 株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役 江頭 栄一郎さんが、磯町の田1筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積274.53㎡としたいとの申請でございます。

申請地は、西豊浜町地内 市立豊浜西小学校より東へ40mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

次ページ（3－3）をご覧ください。

5番、こちらは贈与でございます。受人は村松町の田2筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積133.32㎡としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西へ200mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は36%、排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは売買でございます。受人は二見町茶屋の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に子に貸し、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積75.97㎡としたいとの申請でございます。申請地は二見町茶屋地内 二見総合駐車場に隣接する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（3－4）をご覧ください。

7番、こちらは売買でございます。受人は小俣町元町の畑1筆を譲り受けて、駐車場2台分としたいとの申請でございます。申請地は小俣町元町地内 小俣元町保健福祉会館より南西へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人はすぐ隣に居住しており、自宅の駐車場が狭く、高齢に伴い乗り降りが不自由になり、隣接農地を駐車場にするしかない状況です。そのため、三重県農地調整課に確認のうえ、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

8番、こちらでも売買でございます。受人である津市下弁財町で不動産業等を営む株式会社YAMAMURA 代表取締役 山村 竜司さんが、小俣町湯田の田（現況・畑）1筆を譲り受けて、長屋住宅 1棟 建築面積131.27㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 有田神社より北東へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁及びフェンスを設置するとのことでございます。

次ページ（3－5）をご覧ください。

9番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の御薮町高向の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て1棟 建築面積162.11㎡としたいとの申請でございます。申請地は御薮町高向地内 高向西公園より南東へ110mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、令和6年2月頃に貸人が近所の下水道設置工事の残土で埋めてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は52%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

10番、こちらでも使用貸借でございます。父親名義の御薮町長屋の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積94.81㎡としたいとの申請でございます。申請地は御薮町長屋地内 勢京ビジネス専門学校より北東へ170mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、昭和63年に貸人の母親が許可を得ず駐車場にしてしまったとのことで、始末書が添付さ

れております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は44%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（3－6）をご覧ください。

11番、こちらは売買でございます。受人である小俣町湯田で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古長司さんが、御菌町王中島の畑2筆と山林（現況・畑）2筆を譲り受け、隣接する宅地1筆4.41㎡と雑種地1筆71㎡をあわせて一体利用し、建売住宅2棟 建築面積計132.48㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町上條地内 伊勢市御菌B&G海洋センターより南東へ60mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は28%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。この内、3番は、自治会公民館の建替工事に関連するものであり自治会の役員である中西 重喜委員に関係する分でございます。ひとまず中西委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（中西委員、退席してから審議）

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようござ

いますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということですので、議案第3号中の中西委員に係る分については許可することに決定いたしました。それでは、中西委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中西委員着席後、審議再開)

それでは、議案第3号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

日置  
(農林水産課)

それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は92件で、田が146筆の172,961㎡、畑が37筆の26,170㎡、計183筆の199,131㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇1年間の利用権(賃貸借権)の設定が9件で、田のみ28筆の41,913㎡。
- ◇1年間の利用権(使用貸借権)の設定が3件で、田のみ10筆の11,989㎡
- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の4,203㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が35件で、  
田が48筆の46,569㎡、畑が6筆の4,329㎡、計54筆の50,898㎡。  
◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が6件で、  
田が6筆の7,838㎡、畑が3筆の1,665㎡、計9筆の9,503㎡。  
◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が4件で、畑のみ7筆の4,452㎡。  
◇5年間の利用権（使用貸借権）の移転が4件で、畑のみ7筆の4,452㎡。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が9件で、田のみ24筆の30,059㎡。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が7件で、田のみ22筆の28,044㎡。  
◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ3筆の1,173㎡。  
◇10年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、田のみ3筆の1,173㎡。  
◇20年間の利用権（賃貸借権）の設定が6件で、畑のみ7筆の5,636㎡。  
◇20年間の利用権（賃貸借権）の移転が6件で、畑のみ7筆の5,636㎡。  
以上件数は92件で、田が146筆の172,961㎡、畑が37筆の26,170㎡、計183筆の199,131㎡でございます。転貸抜きの件数は68件で、田が115筆の135,906㎡、畑が20筆の14,417㎡、計135筆の150,323㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、1～12番、67～76番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（奥野委員 退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の奥野委員に

関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

続きまして、33番は、中西 善夫委員に関係する分でございます。ひとまず中西委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思えます。

(中西 善夫委員 退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の中西 善夫に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西 善夫委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中西 善夫委員着席後、審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思えます。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

	<p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしとのことですので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
係 長	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p>
1.	<p>農用法第18条第6項の規定による通知書について</p>
	<p>……1件(説明内容記録省略)</p>
2.	<p>農用地利用集積計画の中途解約について</p>
	<p>……11件(説明内容記録省略)</p>
3.	<p>農地法第4条の規定による許可の一部取消について</p>
	<p>……1件(説明内容記録省略)</p>
4.	<p>農地利用変更届出書について</p>
	<p>……4件(説明内容記録省略)</p>
5.	<p>国庫帰属した農地の通知書について(東海農政局より)</p>
	<p>……1件(説明内容記録省略)</p>
	<p>報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>最後によろしいですか。国庫帰属の件について、誰も耕作者がいない場合は国</p>
	<p>が草刈などの管理をしてくれるのですか。</p>
係 長	<p>国が、草刈などの管理をしていきます。</p>

議	長	10年分の管理費用を納めることとなりますが、いくらになりますか。
係	長	基本的に1筆で20万円です。ただ、土地の形状、大きさ、内容によって、金額は変わってくる場合があります。具体的な計算については、法務省の資料に記載されています。現在4冊ありますので、ご入用の方がいらっしゃいましたらお渡しさせていただきます。もし必要であれば、法務局の伊勢支局から取り寄せるので、後日でも、ご連絡ください。
	濱口委員	この制度はいつから始まったのですか。
係	長	去年の4月です。
	中西正夫委員	これは所有権以外の権利が設定されていたら、できないですね。
係	長	あくまで相続した人の権利だけのものであって、問題なければ審査へ進めるとい形になると思います。
議	長	よろしいですか。それでは報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。
係	長	<p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月27日(木) 山添 久憲 委員、 中西 正夫 委員</li> <li>・6月28日(金) 橋本 博行 委員、 中西 善夫 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、ごみ処理施設の整備についてです。資料をご覧ください。広域環境組合で進めております、ごみ処理施設の整備についての現在の状況ということで情報提供いただきまして、今回、資料として出させていただきました。前年度までに、設計等が済み、先般、すべての用地を取得できましたということで、建物を建てる場所について全て広域環境組合の所有になりました。公共工事ですので転用許可が必要なく、所有権移転が終わりこれから着工していく状況になっていま</p>

議 長	<p>す。実際の工事は、6月下旬から土木工事等に着工となります。1枚目には工事概要について記載してありますので、ご確認いただけたらと思います。2枚目に地図がつけてありますが、今あるところの真横に移転するという形になっております。新たな施設が建設される東側は仮設の事務所、駐車場として一時転用の許可をとったところになります。こちらは、建設工事等が終われば農地に復元して返却されます。</p> <p>連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。それでは、特にないようでございますので、第222回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
-----	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_